

広島県告示第六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によって、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によって、通知の内容を安芸太田町の掲示場に掲示した。

平成二十五年八月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
山県郡安芸太田町大字土居字諏訪谷七五の一	貫際寺
山県郡安芸太田町大字土居字諏訪谷七五の三	貫際寺
山県郡安芸太田町大字土居字諏訪谷七六	貫際寺
山県郡安芸太田町大字遊谷字野為一二九の一	西本戸一
山県郡安芸太田町大字遊谷字野為一三四の一	丸山博昭

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について